

平成28年9月21日

会 員 各 位

岐阜県行政書士会
第一業務部長 伊藤 寛純
建設部会長 林 衛

業務研修会における質疑応答について

先の8月24日に開催しました業務研修会につきましては、多数の会員の皆様方に参加いただき、誠にありがとうございました。

県土整備部技術検査課担当者から、研修会での質疑応答で回答されました平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者について補足の説明・周知文書が別添のとおり、本会に届きましたので周知致します。

なお、質疑応答の際、質問がありました「解体工事施工技士の資格証と登録証がセットになっているが、経審受審の際、両方とも原本確認が必要でしょうか」について確認したところ「いずれか一点の原本確認で良い」という回答を得ましたので、併せてお知らせ致します。

(別添)

質疑応答の際、ご質問をいただきましたが、その回答について一部訂正がございましたのでお知らせします。

登録解体工事試験については、平成28年8月1日より登録試験が設定され、これから合格者が出てくるため現在ある証明書の資格は加点対象ではないのではないかとこの主旨の回答をいただきましたが、取扱いを再確認したところ、

「全国解体工事業団体連合会の行った平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者について、解体工事業に係る一般建設業の主任技術者の要件の一つに位置づけられたため、これらの既合格者も経審の加点対象とする。」とされており、全国解体工事業団体連合会の解体工事施工技士試験の合格者であれば、28年度以前の合格者でも「コード060：登録解体工事試験」の加点対象でしたので訂正いたします。

また、許可上の取扱いについては以下のとおりです。

解体工事施工技士試験の合格者は、平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者も含めて、許可の上でも一般建設業の技術者として認められます。平成27年度までに合格した土木・建築施工管理技士等が受講すべき「登録解体工事講習」については、従来より存在した解体工事業登録業者の技術管理者となるために受講すべき講習とは別の講習になりますので、技術管理者となるための講習を受講しても解体工事業の技術者となることはできません。

これらについても、当日の説明に不明確な点がございましたので、併せて補足させていただきます。(参考資料添付します。)

この件について、大変お手数ではありますが出席された方々に周知願います。

よろしく申し上げます。

岐阜県 県土整備部 技術検査課
建設業係 主事 奥田 貴也

○農林水産省告示第五百六号

農業改良金融融通法(昭和三十一年法律第二百二号)第九條第四項及び農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第三十條第一項第九號第四項の規定に基づき、平成二十八年八月一日農林水産省告示第三百八号(農業改良金融融通法第九條第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四條の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件)の一部を次のように改正する。

Table with 2 columns: Date (平成二十八年八月一日) and Interest Rate (年二厘九毛, 年二厘九毛, 年一厘五毛, 年一厘二毛, 年一厘二毛, 年一厘二毛, 年一厘二毛). Includes a note about the Agricultural Finance Fund.

○農林水産省告示第二号

商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省令第三号)第六十八條第二項及び第四項第四号の規定に基づき、同条第二項の主務大臣が定める方法及び主務大臣が定める事項を次のように定め、平成二十八年八月一日から施行する。

農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄

(添付書類) 第一条 商品先物取引法施行規則(以下「規則」という。)第六十八條第二項の主務大臣が定める書類は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十二條第一項第二号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件(平成二十八年金融庁告示第十五号)以下、金融庁告示(以下「告示」という。)第七條第二項各号に掲げる書類とする。

第二条 規則第六十八條第四項第四号の主務大臣が定める方法は、金融庁告示第一條第一項の定量的計算モデルを用いる方法とする。

2 規則第六十八條第四項第四号の主務大臣

が定める事項は、前項の定量的計算モデルの管理に関する体制の設計及び運営に責任を負う部署の責任者の氏名、役職名及び履歴とする。

○国土交通省告示第九百十号
建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第八十三号。以下「改正省令」という。)附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八條の三の二の規定により、次の機関の行う講習を登録解体工事講習として登録したので、改正省令第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八條の三の十六第一号の規定により、公示する。

- (一) 登録年月日 平成二十八年八月一日
(二) 登録番号 1
(三) 氏名又は名称 公益社団法人全国解体工事業団体連合会
(四) 住所 東京都中央区八丁堀四丁目一番三号
(五) 法人である場合の代表者の氏名 井上 尚
(六) 講習業務を行う事務所の所在地 東京都中央区八丁堀四丁目一番三号

○国土交通省告示第九百十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七條の二十三第三項の規定に基づき、建設業法第二十七條の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月一日
国土交通大臣 石井 啓一
建設業法第二十七條の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成二十年国土交通省告示第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

- 国土交通省告示第九百十二号
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第七條の四の規定により、次の機関の行う試験を登録基礎くい工事試験として登録したので、同規則第七條の十八第一号の規定により、公示する。
- 平成二十八年八月一日
国土交通大臣 石井 啓一
(一) 登録年月日 平成二十八年八月一日
(二) 登録番号 1
(三) 氏名又は名称 一般社団法人日本基礎建設協会
(四) 住所 東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号
(五) 法人である場合の代表者の氏名 脇 雅史・黒瀬 晃
(六) 試験業務を行う事務所の所在地 東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号
○国土交通省告示第九百十三号
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第七條の四の規定により、次の機関の行う試験を登録解体工事試験として登録したので、同規則第七條の十八第一号の規定により、公示する。
- 平成二十八年八月一日
国土交通大臣 石井 啓一

(一) 登録年月日 平成二十八年八月一日

- (二) 登録番号 1
(三) 氏名又は名称 公益社団法人全国解体工事業団体連合会
(四) 住所 東京都中央区八丁堀四丁目一番三号
(五) 法人である場合の代表者の氏名 井上 尚
(六) 試験業務を行う事務所の所在地 東京都中央区八丁堀四丁目一番三号

○国土交通省告示第九百十四号
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第七條の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七條の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者等を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

- 国土交通大臣 石井 啓一
建設業法施行規則第七條の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者等を定める件(平成二十七年国土交通省告示第四百二十四号)の一部を次のように改正する。
- 第一号の表及び「土工事業の項第三号の次に次の一号を加える。
- 四 一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイプ建設技術協会の行う平成二十七年までの基礎施工士検定試験に合格した者
- 第一号の表解体工事業の項第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- 三 公益社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成十七年度までの解体工事施工士資格試験に合格した者
- 四 公益社団法人全国解体工事業団体連合会又は社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成二十七年までの解体工事施工士試験に合格した者
- 同項第十号「社団法人斜面防災対策技術協会」の下に「又は社団法人地すべり対策技術協会」を加える。



建設業法における登録解体工事試験の実施機関一覧

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号、以下規則)という第7条の4の規定により国土交通大臣の登録を受けた試験(以下「登録解体工事試験」という。)を実施している機関は次のとおりです。今後、登録解体工事試験実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、試験の実施日時、会場及び受験申込方法等は登録解体工事試験実施機関にお問い合わせください。

※平成17年度までに実施された解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者についても登録解体工事試験を合格した者とみなすこととしています。

(平成28年8月1日更新)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事 事業団体連合会	東京都中央区八丁堀4丁目1番3 号	03-3555-2196	平成28年8月1日



国土交通省

建設リサイクル法における登録試験の実施機関一覧

国土交通大臣の登録を受けた登録試験を実施している機関は次のとおりです。今後、登録試験実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、試験の実施日時、会場及び受験申込方法等は登録試験実施機関にお問い合わせください。

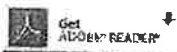
また、株式会社日本解体工事技術協会(以下、「協会」という。)においては、平成20年12月31日をもって、登録試験に係る事務の全てを廃止する事となりました。

協会が発行した合格証明書は引き続き有効です。合格証明書の再発行等については、協会より一部事務を承継した社団法人全国解体工事業団体連合会にお問い合わせください。

(平成28年8月1日更新)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀4丁目1番3号	03-3555-2196	平成13年8月14日

[<< 前ページへ](#) [各種実施機関一覧ページへ >>](#)



(別ウインドウで開きます)

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。

左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。

Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合は[こちら](#)をご覧ください。



全解工連

Japan Demolition Contractors Association
 公益社団法人全国解体工事業団体連合会
<http://www.zenkaikouren.or.jp/>

- ◆ 概要
- ◆ 沿革
- ◆ 会員
- ◆ 講習・試験
- ◆ リンク
- ◆ HOME

平成27年度
解体工事施工技士試験
合格発表等

講習・試験 自持筋付地等の箇所
 建設業法施行規則第七条の三第二項の登録解体工事試験
 解体工事業に係る登録等に関する省令(国土交通省令)第七条第三号の登録試験

平成28年度(第24回)解体工事施工技士試験

国土交通大臣登録解体工事試験実施機関登録番号1
 国土交通大臣登録試験実施機関登録番号1
 主催:公益社団法人全国解体工事業団体連合会



●解体工事施工技士資格とは
 「建設業法施行規則第七条の四」に規定された国土交通大臣登録解体工事試験(登録番号1)です。登録解体工事試験(解体工事施工技士)の合格者は、一般建設業営業所専任技術者(主任技術者)の技術者要件の一つとされています。
 また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第三号)に規定された国土交通大臣登録試験<登録番号1>です。
 解体工事施工技士試験の合格者は、解体工事業の登録及び施工に必要な技術管理者の資格要件の一つとされています。



- ① 試験日時
平成28年12月4日(日)、12:20~16:30(入室時間12:00)
- ② 合格発表
平成29年2月10日(金)
- ③ 試験地
北海道(札幌市)・宮城県(仙台市)・東京都(新宿区)・新潟県(新潟市)・福井県(福井市)・静岡県(静岡市)・愛知県(名古屋市)・大阪府(大阪市)・広島県(広島市)・徳島県(徳島市)・福岡県(福岡市)・宮崎県(宮崎市)・沖縄県(浦添市)
- ④ 受験資格
解体工事の実務経験が一定年数以上必要です。

学 歴	必要な解体工事の実務経験年数	
	指定学科を卒業した者	指定学科以外を卒業した者
イ 新制大学又は旧制大学を卒業した者	卒業後1年6ヶ月以上	卒業後2年6ヶ月以上
ロ 短期大学、高等専門学校(5年制)又は旧制専門学校を卒業した者	卒業後2年6ヶ月以上	卒業後3年6ヶ月以上
ハ 新制高等学校、旧制中学又は旧制実業学校(甲種)を卒業した者	卒業後3年6ヶ月以上	卒業後5年6ヶ月以上
ニ その他の者	8年以上	

注)①「指定学科」は国土交通省令(施工技術検定規則(土木施工管理・建築施工管理))に規定する学科です。

②「実務経験」は解体工事に関するものに限り、ます。

③「実務経験年数」は平成28年10月31日現在で計算してください。

- ⑤ 受験料
18,360円(税込み)
[合格者が登録する際は、資格者証及び登録証交付手数料として別途4,320円(税込み)]



建設業法における登録解体工事講習の実施機関一覧

建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成27年国土交通省令第83号)附則第2条第2項及び第3条第2項の規定により読み替えられた建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号、以下規則)という)第18条の3の2の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録解体工事講習」という。)を実施している機関は次のとおりです。今後、登録解体工事講習実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、講習の実施日時、会場及び受講申込方法等は登録解体工事講習実施機関にお問い合わせください。

(平成28年8月1日更新)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事 事業団体連合会	東京都中央区八丁堀4丁目1番3 号	03-3555-2196	平成28年8月1日

Copyright© 2008-2016 MLIT Japan. All Rights Reserved.



国土交通省

建設リサイクル法における登録講習の実施機関一覧

「解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年5月18日国土交通省令第92号)」第7条第2号に規定されている国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を実施している機関は次のとおりです。今後、登録講習実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、講習の実施日時、会場及び受講申込方法等は登録講習実施機関にお問い合わせください。

※平成28年6月1日施行の「建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)」に規定されている登録解体工事講習ではありません。

また、株式会社日本解体工事技術協会(以下、「協会」という。)においては、平成20年12月31日をもって、登録講習に係る事務の全てを廃止する事となりました。

協会が発行した講習修了証は引き続き有効です。講習修了証の再発行等については、協会より一部事務を承継した社団法人全国解体工事業団体連合会にお問い合わせください。

(平成28年8月1日更新)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀4丁目1番3号	03-3555-2196	平成13年8月14日

[<< 前ページへ](#) [次ページへ >>](#)

- ◆ 概要
- ◆ 沿革
- ◆ 会費
- ◆ 講習・試験
- ◆ リンク
- ◆ HOME

全解工連

Japan Demolition Contractors Association

公益社団法人全国解体工事業団体連合会

<http://www.zenkaikouren.or.jp/>

講習の試験 日程開催地等の検索

平成28年度(第17回)解体工事施工技術講習

(解体工事業に係る登録等に関する省令(国土交通省令)第七条第二号の登録講習)
主催:公益社団法人全国解体工事業団体連合会



平成28年度解体工事施工技術講習申込書送付依頼書

申込書は2部まで無料です。3部以上は有料(送料込みで200円。送付依頼書を送る際に200円切手を同封してください)です。たとえば、申込書を3部請求される場合の費用は200円です。4部の場合は400円です。

本紙とともに費用分の切手が定額小為替をを購入して送付依頼書と一緒に全解工連へ送付してください。

* 定員に達した場合は締め切ります。(申込状況は全解工連ホームページに公表します)

申込期間:平成28年8月30日が講習開催日の2週間前までといたします。ただし定員にたした場合は締め切ります。

①日程・開催地・定員

日程	開催地	会場	定員
9/29(木)・30(金)	宮城	TKPガーデンシティ仙台	200名
10/6(木)・7(金)	大阪	新梅田研修センター	120名
10/11(火)・12(水)	沖縄	結の街	80名
10/13(木)・14(金)	徳島	徳島県建設センター	100名
10/18(火)・19(水)	広島	RCC文化センター	120名
10/20(木)・21(金)	福岡	福岡建設会館	200名
10/25(火)・26(水)	愛知	TKP名古屋駅前カンファレンスセンター	66名
10/27(木)・28(金)	北海道	TKP札幌カンファレンスセンター	62名
11/1(火)・2(水)	新潟	朱鷺メッセ	150名
11/3(木)・4(金)	静岡	静岡労政会館	120名
11/8(火)・9(水)	東京	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	200名
11/10(木)・11(金)	宮崎	宮崎建友会館	200名

②講習内容

解体工事施工技術講習は、建築物等の解体工事に携わる者等が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称:建設リサイクル法)」、その他の関連法令等に的確に対応できる解体工事施工技術を確認することを目的として、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する講習です。

(登録解体工事講習とは異なります。)

専用のテキストを使用し、連続2日間の日程で実施します。

この講習は、国土交通省令(解体工事業に係る登録等に関する省令(国土交通省令)第七条第二号の登録講習)に基づく登録講習です。修了者は、建設リサイクル法による解体工事業の登録及び施工に必要な技術管理者の資格要件として一定の実務経験年数が必要な場合に1年間の短縮措置が受けられます。

受講資格は特にありません。

【第1日目】

受付:9:00~

講義:9:20~17:00

①建設業法・建設リサイクル法・改正リサイクル法等・②労働安全衛生法・規則等・労働災害統計・事例、KYT ③石綿障害予防規則・大気汚染防止法・フロン排出・抑制法④廃棄物処理法・廃棄物の基礎知識・建設廃棄物処理指針・有害物処理

